

入 札 説 明 書

桜井市公共施設自家用電気工作物管理業務に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

令和 8年 7月 17日

桜井市長 松井 正剛

1 競争入札に付する事項等

(1) 業 務 名 桜井市公共施設自家用電気工作物管理業務委託

(2) 業務内容 別途定める仕様書のとおりとする。

グループ番号	施 設 名	担当部署
1	桜井市役所本庁舎	管財契約課
2	桜井市保健福祉センター	けんこう増進課
3	桜井駅北口駐輪駐車場 桜井駅歩行者専用道路	都市計画課
4	第1保育所 第2保育所 第3保育所 第5保育所	保育教育課
5	桜井中学校 桜井東中学校 大三輪中学校 桜井西中学校	教育総務課
6	桜井小学校 城島小学校 安倍小学校 朝倉小学校 大福小学校 初瀬小学校 三輪小学校 織田小学校 纏向小学校 桜井西小学校 桜井南小学校	
7	し尿処理施設 一般廃棄物最終処分場	環境部施設課

- (3) 履行期間 令和8年10月1日～令和11年9月30日
(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定に
基づく長期継続契約)

2. 競争入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者は、以下の各号に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 令和8年7月17日現在、本市の「令和8年度入札参加資格者名簿」において、営業種目の「Q委託業務－06自家用電気工作物保安管理」に登録された事業者のうち、次の①・②のいずれかの条件を満たすものであること。
- ① 電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号)第52条の2第1号の要件を満たし、中部近畿産業保安監督部に電気保安管理業務の外部委託承認を受けている個人事業者(以下「個人事業者」という。)であること。
- ② 電気事業法施行規則第52条の2第2号の要件を満たし、中部近畿産業保安監督部に電気保安管理業務の外部委託承認を受けている法人(以下「法人」という。)であること。
- (2) 個人事業者又は法人として、直近3年間(令和5年4月1日以降をいう。以下同じ。)に官公庁施設に係る自家用電気工作物の保安管理業務を継続して12ヶ月以上元請として誠実に履行した実績を有すること。
- (3) 本入札の業務を実施する場所について、業務対象設備は、防災用設備であることから、業務の遂行に当たり、夜間、休日も含めた24時間の緊急保守体制を確保し、障害発生時においては、本店又は支店、営業所等から2時間以内に到達し、迅速に障害対応ができること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 契約締結の日までの間において、桜井市物品購入等の契約に関する入札参加停止措置要綱(令和5年3月桜井市告示第83号)に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。)第2条に規定する暴力団ではないこと。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づき更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (8) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (9) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体ではないこと。

3. 競争入札参加資格の確認

本入札に参加する者は、下記書類を提出し、事前に本入札の競争入札参加資格があることの確認を受けなければならない。また、入札参加者は、入札日の前日までの間において、桜井市から提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

提出書類の内容を確認後、桜井市から入札参加資格決定通知書を令和8年8月12日（水）に郵送により発送し、通知する。なお、本入札に参加資格のない者は本入札に参加することはできない。

（1）提出書類

桜井市一般競争入札参加申請書（様式1）

業務契約実績欄には、直近3年間の官公庁施設に係る自家用電気工作物の保安管理業務を継続して12ヶ月以上元請として誠実に履行した実績を記載すること。また、当該実績の内容が確認できる資料（契約書、仕様書等）を提出すること。ただし、過去に桜井市において当該業務を誠実に遂行した者は、確認資料の提出を不要とする。

（2）申請書、仕様書の交付方法

ア 交付期間

令和8年7月17日（金）～令和8年8月7日（金）午後3時

イ 交付方法

桜井市ホームページの「事業者向け→入札契約など→入札情報（その他入札など）→入札案件→その他の入札案件→「桜井市公共施設自家用電気工作物管理業務に係る入札について」」内からダウンロードすること。

（3）提出方法

提出書類の提出は、持参又は郵送によるものとする。ただし、郵送で提出する場合は、封筒の表に「桜井市公共施設自家用電気工作物管理業務申請書等在中」と表書きし、書留の扱いとすること。なお、事故等による未着については、本市では責任を負わない。

（4）提出期間

令和8年7月17日（金）から令和8年8月7日（金）午後3時までには必着すること。

（持参の場合、土曜日、日曜日、祝日は除く。時間は最終日を除き午前9時から午後5時までとする。）

（5）提出場所

「12. 入札手続き担当窓口」に同じ

（6）その他

ア 提出書類に押印する印鑑は、「物品購入・業務委託等入札参加資格審査申請」の使用印鑑届に押印された印鑑（以下、「届出印」という。）を使用すること。

イ 提出書類の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

ウ 提出書類は返却しない。

4. 入札公告及び仕様内容についての質疑

(1) 質疑の方法

質疑のある場合は、質問書（様式2）により、令和8年7月17日（金）から令和8年7月27日（月）午後3時までの期間に、電子メールに質問書（様式2）を添付することによって行うこととする。ただし、入札手続に関する質問（必要書類記載方法、スケジュールの確認等）については、電話でも受け付ける。なお本入札に関わること以外の質疑、問い合わせについては一切応じない。

電子メールアドレス：電話で問い合わせること。

電話 「12. 入札手続き担当窓口」に同じ

(2) 回答の方法

回答は、令和8年7月31日（金）以降に、本市ホームページの本入札に関するページ内において公開する。

5. 入札の辞退

入札参加資格決定通知を受けた後に入札を辞退する場合は、入札辞退届（様式3）を提出すること。

(1) 提出期日

令和8年8月17日（月）午後3時まで

(2) 提出場所

「12. 入札手続き担当窓口」に同じ

6. 入開札の日時及び場所

(1) 日時

令和8年8月19日（水）午後2時より、入札は、グループ番号毎において落札者を決定する。

(2) 場所

奈良県桜井市大字粟殿432番地の1

桜井市役所 3階 入札室

7. 入札の方法等

(1) 入札は、7グループ同時に行い、各施設において落札者を決定する。入札時は、入札用封筒へグループ毎の入札書（様式4）を同封のうえ、厳封すること。（様式1）提出時において「参加の意思」欄が空欄のグループ、（様式3）提出時において「辞退」欄が「○」のグループ、他なんらかの理由で応札できない施設がある場合は、対象グループの入札金額欄に斜線を引くこと。

(2) 本入札は持参による入札とする。

(3) 入札は1ヶ月あたりの委託料を記載すること。入札者は、課税業者であるか免税業者である

かを問わず、消費税及び地方消費税を除いた額を入札書に記載すること。

(4) 入札者に代わり代理人が入札する場合は、委任状（様式5）を提出すること。

(5) 入札書及び入札用封筒等の記入の仕方については、「別紙（1）様式_記載例」を参照すること。

8. 入札の無効

(1) 公告に記載した競争入札に参加する者に必要な資格のない者の入札、虚偽の申請を行った者の入札は無効とする。

(2) 入札書の金額、氏名、印影または重要な文字が誤脱し、著しく不明な時は無効とする。

(3) 入札参加者が入札までに入札参加資格を満たさなくなったときは入札に参加できない。

(4) 入札において事故が起きたとき又は、不正な行為があると認めたときは、入札を中止又は延期する場合がある。

9. 落札者の決定方法

(1) 本入札公告「2. 競争入札に参加する者に必要な資格」の入札参加資格をすべて満たし、入札者の入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 予定価格の範囲内の入札がない場合は、初度入札を含めて3回まで入札を行うものとする。

(3) 落札者となるべき同価格の入札者が2以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

(4) 3回の入札を行ったにもかかわらず落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号により、3回目の入札の最低価格入札者と予定価格以下で随意契約による契約の協議をできるものとする。

(5) 落札価格は、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額とする。

(6) 落札者は速やかに、落札したグループの施設毎の落札価格算定内訳書を各担当部署に提出するものとする。

10. 保証金

(1) 入札保証金は免除する。ただし、落札者が落札後契約を締結しない場合は、桜井市契約規則（昭和44年3月桜井市規則第3号）第17条第2項に基づき損害賠償金を請求する場合がある。

(2) 契約保証金は、桜井市契約規則の規定による。

11. 契約書

(1) 契約書は落札者が、落札価格に基づきグループ毎に作成し、締結するものとする。

(2) 契約書の締結日は、令和8年9月30日（水）とする。

(3) 年度毎の契約金額は、令和8年度は落札価格に6を乗じた金額とし、令和9年度と令和10年度の契約金額は、落札価格に12を乗じた額とし、令和11年度の契約金額は、令和8年度の契約金額と同額する。

(4) 契約書中に次の事項を定めなければならないものとする。ただし、実際の文言については、桜井

市と落札者が協議し、決定するものとする。

第〇〇条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の履行期間の始期の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る桜井市の歳出予算において減額又は削除があった場合、桜井市は、この契約を変更し、又は解除することができる。

第〇〇条 受託者は、労働関係法令を遵守するとともに、法令上の一切の責任を負うものとする。

（5）落札者が契約までに入札参加資格を満たさなくなったときは、契約の締結はできない。

1 2．入札手続き担当窓口

桜井市役所 総務部 管財契約課 管財係

住所： 奈良県桜井市大字栗殿432番地の1

電話： 0744-42-9111（内線1771、1773）

FAX： 0744-42-2656

1 3．契約変更に関する損害賠償について

「1（3） 履行期間」に示す契約期間内であっても、桜井市の方針で対象施設の用途廃止等により、契約内容が変更になる場合がある。この場合の変更による一切の損害賠償を請求することは、できないものとする。

1 4．注意事項

（1）本入札で使用する印鑑は、届出印を押印すること。

（2）契約事業者（落札者並びに当該事業者が指定する納入、作業に関わる事業者）は、当該契約によって知れた秘密を漏らさないこと。また、他の目的に使用しないこと。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（3）この契約は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の履行期間の始期の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る桜井市の歳出予算において減額又は削除があった場合、桜井市は、この契約を変更し、又は解除することができる。

1 5．その他

（1）入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。その他については、桜井市契約規則によることとする。

（2）本業務に関わる直接経費、間接経費、及びその他名目を問わず、契約金額以外の費用については全て受注者の負担とする。開閉器操作費用等、別途、実費等での精算や追加支払いには一切応じない。

